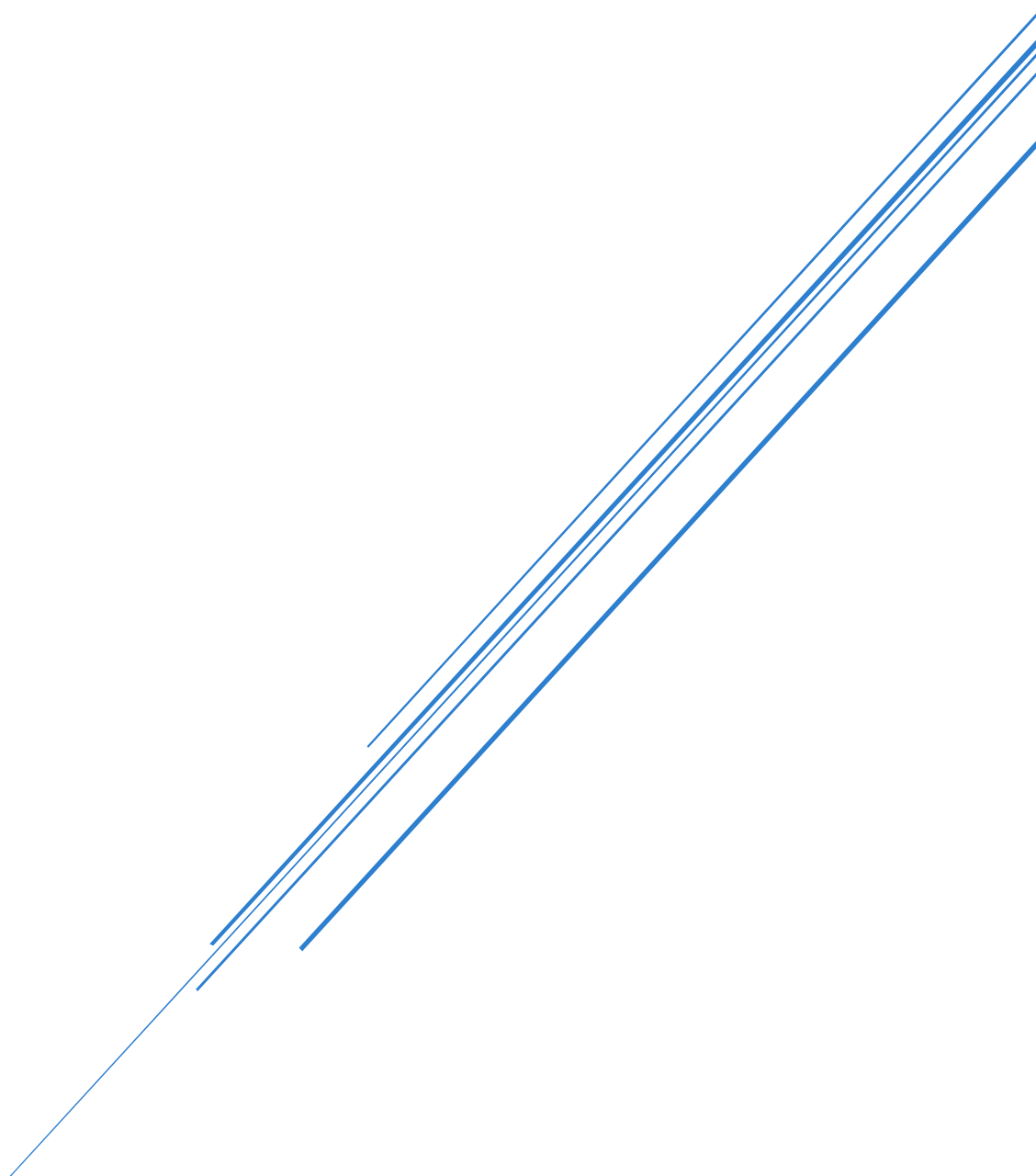


中間市都市計画マスタープラン



中間市

第1部 はじめに

第1章 都市計画マスタープランとは	1-1
1. 都市計画マスタープランとは	1-1
2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割	1-1
第2章 都市計画マスタープランの概要	1-3
1. 都市計画マスタープランの構成	1-3
2. 都市計画マスタープランの策定体制	1-4

第2部 現況編

第1章 都市づくりの前提整理	2-1
1. 上位・関連計画の整理	2-1
2. 社会的潮流	2-5
第2章 中間市の現況	2-7
1. 市の概要	2-7
2. 人口指標	2-8
3. 産業指標	2-18
4. 土地利用指標	2-21
5. 建物	2-34
6. 都市施設	2-37
7. その他	2-45
第3章 都市構造評価分析	2-66
1. 地区別人口、高齢化の動向	2-66
2. 生活サービス施設の利便性・持続性	2-73
3. 他都市との比較	2-77
第4章 都市づくりの課題	2-78
1. 都市づくりの課題	2-78

第3部 全体構想編

第1章 都市づくりの目標	3-1
1. 将来像	3-1
2. 将来目標人口	3-1
3. 都市づくりの理念	3-2
4. 都市づくりの基本目標	3-3
5. 将来都市構造	3-5
第2章 分野別方針	3-10
1. 土地利用の方針	3-10
2. 道路・交通の整備方針	3-17
3. 水とみどりの整備方針	3-22
4. 上下水道の整備方針	3-25
5. 市街地・住環境の整備方針	3-26
6. 景観形成の整備方針	3-28
7. 安全・安心なまちづくりの方針	3-31

第1部 はじめに

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

市町村は都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(以下「都市計画マスタープラン」という。)を定めるものとされています。

この都市計画マスタープランは、住民に最も身近な行政機関である市町村が、市民の意向を反映させながら、身近な都市空間の充実や地域の個性をいかしたまちづくりにむけて、土地利用のあり方、道路や公園、住宅づくりなど、都市計画に関する基本的な方針を定める計画となります。

中間市では平成22年3月、中間市都市計画マスタープランを策定し、計画に基づきまちづくりを進めてきました。策定後から現在にいたるまで、都市施設整備の状況や土地利用の状況変化など中間市の都市計画を取り巻く状況が大きく変化しています。

また、人口減少や少子高齢化の進行とともに、都市施設を含む公共施設の老朽が進むなど、財政面および経済面においても持続可能な都市経営とすることが新たな課題となっています。

こうした状況の変化や新たな課題に対応するため、新たに中間市都市計画マスタープラン(以下、「本計画」という。)を策定することとしました。

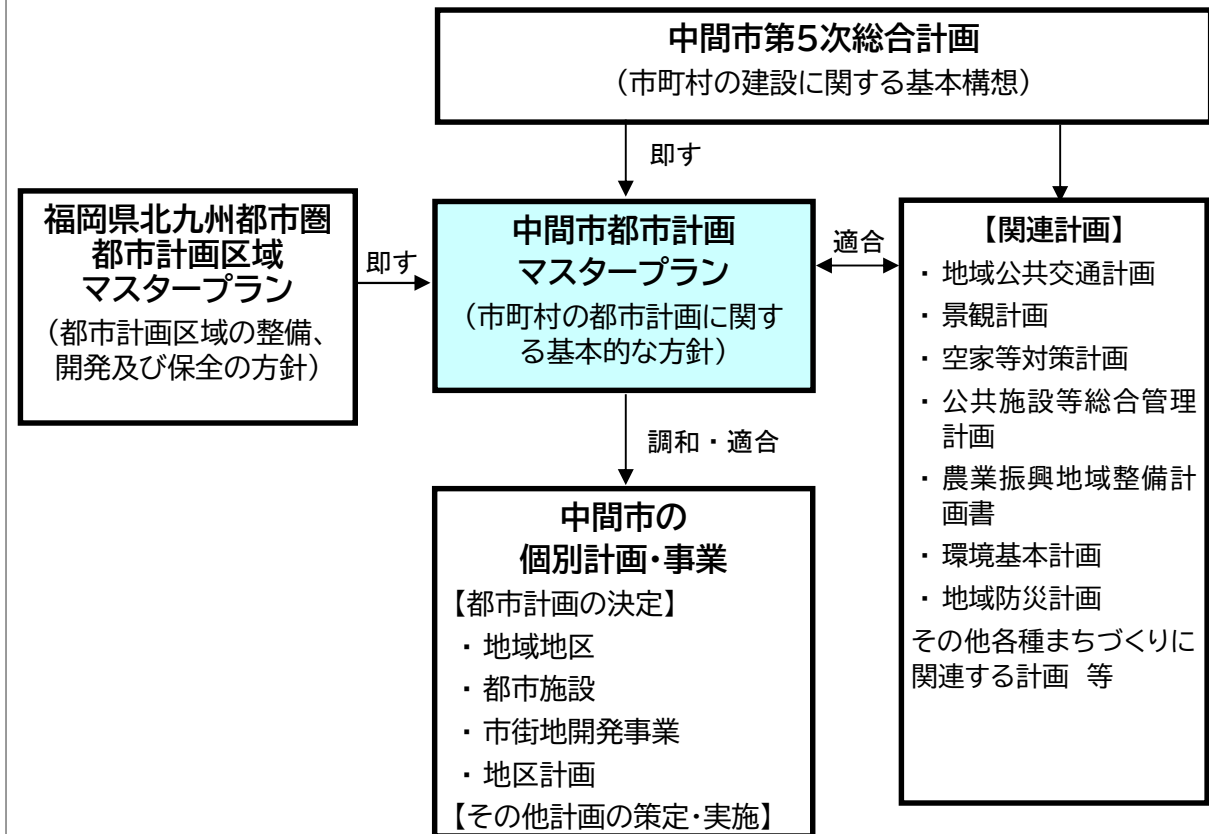
2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

都市計画マスタープランの策定においては、まちづくりの将来像の統一やまちづくりの一体性の確保を図ることからも、県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や地方自治法による「市町村の建設に関する基本構想(総合計画)」等の上位計画に即し、都市計画の方針を定める必要があります。

さらに、都市計画マスタープランが土地利用のコントロール、都市施設の整備をはじめとして各種施策・事業を秩序立てて進めていくための基本方針となることから、関連する個別計画との整合を図る必要があります。特に、市町村が定める具体的な計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされていることから、本計画は具体的な都市計画の決定・変更を方向づける指針として重要な役割を担います。

また、本計画は、行政と市民が協働して構築するものであり、一連の取り組みを通じて市民の都市計画に対する理解・関心を高め、今後のまちづくり活動の方向性を示すとともに、市民の協力・参加を促す役割を果たします。

【中間市都市計画マスタープランの位置づけ】



第2章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの構成

1-1. 計画対象区域

本市全域に都市計画区域が指定されています。そのため、市全域を対象に本計画の策定を進めます。

1-2. 目標年次

本計画の計画期間は、令和7年度を基準としておおむね15年後の令和22年を目標年次とします。

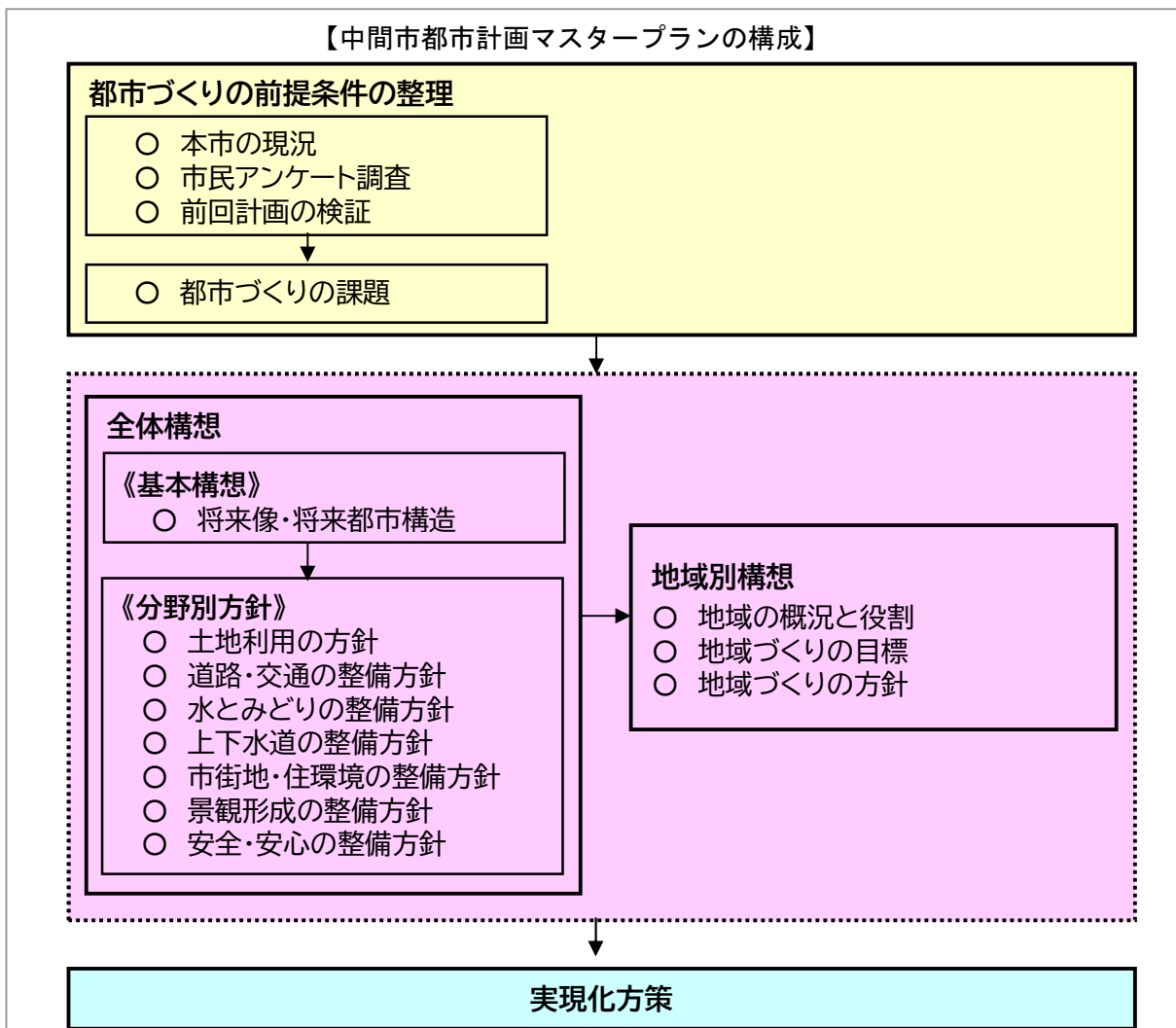
ただし、市民からの要望、社会情勢の変化、上位・関連計画の変更など、本市を取り巻く情勢の変化を踏まえて、適時適切に見直しを行うこととします。

1-3. 構成

本計画は、大別して「全体構想」と「地域別構想」により構成されています。

全体構想は、上位計画の位置づけや課題を踏まえ整理した都市づくりの理念や目標、都市構造などの基本構想や、その実現に向けた各分野の方針を定めます。

地域別構想は、全体構想に基づいて各地域の現況と特性を踏まえ、地域の役割や目標を示すとともに、それらに対応したまちづくりの推進方策を定めます。



2. 都市計画マスタープランの策定体制

本計画の策定については、策定組織として「策定会議」を中心に、住民意向を取り入れながら検討を進めました。

具体的には、市民アンケートや現況調査による整理結果を踏まえ、事務局(都市計画課)が作成した素案をもとに、庁内部署の委員により構成される策定会議を通じて、都市計画マスタープランの具体的な内容について検討を行い、その検討結果を踏まえ、市民へ最終的な案の公表・意見募集や、都市計画審議会への報告・答申を経て、本計画の策定を進めました。

なお、上位・関連計画との整合等を図るため、必要に応じて外部機関(福岡県)との調整を行いました。

